

令和 8 年 度

予 算 書

加 賀 市

目 次

議案番号	件名	頁
議案第 3 号	令和 8 年度加賀市一般会計予算 -----	1
議案第 4 号	令和 8 年度加賀市国民健康保険特別会計予算 -----	15
議案第 5 号	令和 8 年度加賀市後期高齢者医療特別会計予算 -----	21
議案第 6 号	令和 8 年度加賀市介護保険特別会計予算 -----	24
議案第 7 号	令和 8 年度加賀山代温泉財産区特別会計予算 -----	30
議案第 8 号	令和 8 年度加賀山中温泉財産区特別会計予算 -----	34
議案第 9 号	令和 8 年度加賀市病院事業会計予算 -----	37
議案第 10 号	令和 8 年度加賀市水道事業会計予算 -----	43
議案第 11 号	令和 8 年度加賀市下水道事業会計予算 -----	48

一 般 会 計 予 算

議案第3号

令和8年度 加賀市一般会計予算

令和8年度の加賀市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,705,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度加賀市一般会計歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

第1表

令和 8年度加賀市一般会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円) -は減を示す

款	項	金 額
1. 市税		10,136,100
	1. 市民税	4,166,000
	2. 固定資産税	4,341,890
	3. 軽自動車税	232,069
	4. 市たばこ税	523,000
	6. 入湯税	150,141
	7. 都市計画税	723,000
2. 地方譲与税		276,070
	1. 地方揮発油譲与税	48,000
	2. 自動車重量譲与税	194,000
	4. 森林環境譲与税	34,070
3. 利子割交付金		35,000
	1. 利子割交付金	35,000

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
4. 配当割交付金		71,000
	1. 配当割交付金	71,000
5. 株式等譲渡所得割交付金		95,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	95,000
6. 法人事業税交付金		215,000
	1. 法人事業税交付金	215,000
7. 地方消費税交付金		2,040,000
	1. 地方消費税交付金	2,040,000
8. ゴルフ場利用税交付金		72,000
	1. ゴルフ場利用税交付金	72,000
9. 環境性能割交付金		1,000
	2. 環境性能割交付金	1,000

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
10. 地方特例交付金		95,000
	1. 地方特例交付金	95,000
11. 地方交付税		8,177,000
	1. 地方交付税	8,177,000
12. 交通安全対策特別交付金		5,000
	1. 交通安全対策特別交付金	5,000
13. 分担金及び負担金		16,108
	1. 分担金	1,682
	2. 負担金	14,426
14. 使用料及び手数料		374,294
	1. 使用料	144,343
	2. 手数料	229,951

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
15. 国庫支出金		6,600,844
	1. 国庫負担金	4,362,498
	2. 国庫補助金	2,218,948
	3. 国庫委託金	19,398
16. 県支出金		2,337,980
	1. 県負担金	1,478,927
	2. 県補助金	714,119
	3. 県委託金	144,934
17. 財産収入		34,717
	1. 財産運用収入	13,717
	2. 財産売払収入	21,000
18. 寄附金		1,320,600
	1. 寄附金	1,320,600

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
19. 繰入金		1,006,701
	2. 基金繰入金	1,006,701
20. 繰越金		20,000
	1. 繰越金	20,000
21. 諸収入		1,063,626
	1. 延滞金、加算金及び過料	16,000
	2. 市預金利子	70
	4. 貸付金元利収入	561,499
	5. 受託事業収入	1,190
	6. 雑入	484,867
22. 市債		2,711,960
	1. 市債	2,711,960
歳 入 合 計		36,705,000

歳 出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金 額
1. 議会費		283,327
	1. 議会費	283,327
2. 総務費		4,262,341
	1. 総務管理費	3,548,490
	2. 徴税費	409,953
	3. 戸籍住民基本台帳費	244,826
	4. 選挙費	26,113
	5. 統計調査費	6,013
	6. 監査委員費	26,946
3. 民生費		13,180,392
	1. 社会福祉費	6,071,906
	2. 児童福祉費	5,621,042
	3. 生活保護費	1,480,801
	4. 災害救助費	6,643

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
4. 衛生費		3,465,262
	1. 保健衛生費	1,549,726
	2. 環境衛生費	393,952
	3. 清掃費	1,364,050
	4. 広域事務費	157,534
5. 労働費		4,940
	1. 労働諸費	4,940
6. 農林水産業費		474,836
	1. 農業費	332,598
	2. 林業費	126,354
	3. 水産業費	15,884

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
7. 商工費		1,141,834
	1. 商工費	365,105
	2. 観光費	776,729
8. 土木費		3,752,132
	1. 土木管理費	190,985
	2. 道路橋梁費	1,746,643
	3. 河川費	53,393
	4. 港湾費	5,800
	5. 都市計画費	1,646,581
	6. 住宅費	108,730
9. 消防費		1,325,817
	1. 消防費	1,325,817

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
10. 教育費		3,888,769
	1. 教育総務費	396,486
	2. 小学校費	657,949
	3. 中学校費	429,315
	4. 幼稚園費	444
	5. 社会教育費	1,179,136
	6. 保健体育費	1,225,439
11. 災害復旧費		391,600
	1. 農林水産施設災害復旧費	81,400
	2. 土木施設災害復旧費	296,800
	4. その他公共施設災害復旧費	13,400
12. 公債費		4,282,889
	1. 公債費	4,282,889

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
13. 諸支出金		240,861
	2. 基金費	81,278
	3. 公営企業費	159,583
14. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出 合 計		36,705,000

第2表

債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
石川県議会議員選挙事務費	自 令和8年度 至 令和9年度	18,447
基幹系標準化対応システム障害対策サーバ構築事業	自 令和8年度 至 令和14年度	32,340
基幹系システム等管理費	自 令和8年度 至 令和9年度	111,053
加賀市土地開発公社に対する債務保証 (片山津IC産業団地第2工区拡張整備その2)	自 令和8年度 至 令和12年度	金融機関が加賀市土地開発公社に事業資金17億円を貸付けたことにかかる債務保証については、支払完了までの期間に対し年利10.0%以内の割合で算定される利子相当額を加算した額を限度とする。
中央図書館昇降機改修事業	自 令和8年度 至 令和9年度	17,160

第 3 表

地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
令和 8 年度 地区会館整備事業債	26,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
令和 8 年度 庁舎整備事業債	3,900			
令和 8 年度 児童福祉施設整備事業債	3,300			
令和 8 年度 廃棄物処理施設整備事業債	111,500			
令和 8 年度 林道整備事業債	4,500			
令和 8 年度 観光振興推進事業債	455,000			
令和 8 年度 観光施設整備事業債	2,500			
令和 8 年度 漁港整備事業債	8,900			
令和 8 年度 道路橋梁整備事業債	547,100			
令和 8 年度 港湾整備事業債	1,600			
令和 8 年度 街路整備事業債	20,200			
令和 8 年度 景観整備事業債	35,200			
令和 8 年度 公園整備事業債	13,100			
令和 8 年度 北陸新幹線整備事業債	13,800			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
令和 8 年度 市 営 住 宅 整 備 事 業 債	9,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
令和 8 年度 消 防 施 設 整 備 事 業 債	83,700			
令和 8 年度 防 災 施 設 整 備 事 業 債	1,000			
令和 8 年度 小 中 学 校 施 設 整 備 事 業 債	50,900			
令和 8 年度 保 健 体 育 施 設 整 備 事 業 債	117,600			
令和 8 年度 社 会 教 育 施 設 整 備 事 業 債	146,300			
令和 8 年度 過 疎 対 策 事 業 債	773,400			
令和 8 年度 災 害 復 旧 事 業 債	137,600			
令和 8 年度 借 換 債	145,160			
合 計	2,711,960			

国民健康保険特別会計予算

議案第4号

令和8年度 加賀市国民健康保険特別会計予算

令和8年度の加賀市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,607,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度加賀市国民健康保険特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

第1表

令和 8年度加賀市国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
1. 国民健康保険税		1,148,690
	1. 国民健康保険税	1,148,690
3. 国庫支出金		374
	2. 国庫補助金	374
4. 都道府県支出金		4,729,371
	1. 都道府県支出金	4,729,371
5. 財産収入		800
	1. 財産運用収入	800
6. 繰入金		707,297
	1. 他会計繰入金	447,827
	2. 基金繰入金	259,470

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
8. 諸収入		21,268
	1. 延滞金、加算及び過料	17,010
	4. 雑入	4,258
歳 入 合 計		6,607,800

歳 出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金 額
1. 総務費		156,101
	1. 総務管理費	152,705
	2. 徴収費	3,017
	3. 運営協議会費	379
2. 保険給付費		4,590,496
	1. 療養諸費	3,947,591
	2. 高額療養費	625,844
	3. 移送費	55
	4. 出産育児諸費	11,506
	5. 葬祭諸費	5,500

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
3. 国民健康保険事業費納付金		1,716,460
	1. 医療給付費分	1,191,448
	2. 後期高齢者支援金等分	353,916
	3. 介護納付金分	135,640
	4. 子ども・子育て支援納付金分	35,456
6. 保健事業費		113,330
	1. 保健事業費	11,950
	2. 特定健康診査等事業費	101,380
7. 基金積立金		800
	1. 基金積立金	800
8. 公債費		500
	1. 公債費	500

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
9. 諸支出金		29,113
	1. 償還金及び還付加算金	5,600
	3. 繰出金	23,513
10. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,607,800

後期高齢者医療特別会計予算

議案第5号

令和8年度 加賀市後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度の加賀市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,557,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度加賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

第1表

令和 8年度加賀市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		1,171,199
	1. 後期高齢者医療保険料	1,171,199
3. 繰入金		383,313
	1. 繰入金	383,313
5. 諸収入		2,888
	1. 延滞金及び過料	700
	2. 償還金及び還付加算金	2,100
	3. 預金利子	2
	4. 雑入	86
歳 入 合 計		1,557,400

歳 出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金 額
1. 総務費		24,236
	1. 総務管理費	24,236
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1,530,464
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,530,464
3. 公債費		100
	1. 公債費	100
4. 諸支出金		2,100
	1. 償還金及び還付加算金	2,100
5. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳 出 合 計		1,557,400

介護保険特別会計予算

議案第6号

令和8年度 加賀市介護保険特別会計予算

令和8年度の加賀市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,414,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度加賀市介護保険特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、450,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

第1表

令和8年度加賀市介護保険特別会計歳入歳出予算

歳入

介護保険事業勘定

(単位：千円) -は減を示す

款	項	金額
1. 保険料		1,602,790
	1. 介護保険料	1,602,790
2. 分担金及び負担金		69
	1. 負担金	69
3. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
4. 国庫支出金		1,708,258
	1. 国庫負担金	1,195,474
	2. 国庫補助金	512,784
5. 県支出金		1,064,134
	1. 県負担金	985,714
	2. 県補助金	78,420

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
6. 支払基金交付金		1,904,904
	1. 支払基金交付金	1,904,904
7. 財産収入		2,000
	1. 財産運用収入	2,000
8. 繰入金		1,101,090
	1. 他会計繰入金	1,096,948
	2. 基金繰入金	4,142
10. 諸収入		1,753
	1. 延滞金、加算金及び過料	1
	2. 預金利子	1
	3. 雑入	1,751
歳 入 合 計		7,385,000

介護サービス事業勘定

(単位：千円) -は減を示す

款	項	金額
1. サービス収入		29,000
	1. サービス収入	29,000
歳 入 合 計		29,000

介護保険特別会計 歳入合計	7,414,000
---------------	-----------

歳 出

介護保険事業勘定

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金 額
1. 総務費		119,155
	1. 総務管理費	62,477
	2. 介護認定審査会費	56,678
2. 保険給付費		6,713,104
	1. 保険給付費	6,713,104
4. 地域支援事業費		527,955
	1. 地域支援事業費	527,955
5. 保健福祉事業費		18,676
	1. 保健福祉事業費	18,676
6. 基金積立金		2,000
	1. 基金積立金	2,000

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
7. 公債費		100
	1. 公債費	100
8. 諸支出金		3,010
	1. 償還金及び還付加算金	3,010
9. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		7,385,000

介護サービス事業勘定

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
2. 事業費		29,000
	1. 事業費	29,000
歳 出 合 計		29,000

介護保険特別会計 歳出合計	7,414,000
---------------	-----------

加賀山代温泉財産区特別会計予算

議案第7号

令和8年度 加賀山代温泉財産区特別会計予算

令和8年度の加賀山代温泉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

第1表

令和8年度 加賀山代温泉財産区特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：千円) -は減を示す

款	項	金額
1. 一般事業収入		55,866
	3. 財産運用収入	3,737
	5. 寄附金	1
	8. 預金利子	1
	9. 売店収入	49,613
	10. 雑入	2,514
2. 総湯事業収入		57,688
	1. 利用料	55,474
	2. 手数料	9
	3. 区民助成金	1,705
	4. 温泉文化継承助成金	200
	6. 雑入	300

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金額
3. 古総湯事業収入		26,946
	1. 使用料	26,943
	2. 手数料	3
歳 入 合 計		140,500

歳 出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金 額
1. 一般事業費		47,860
	1. 財産区管理会費	882
	2. 総務管理費	9,995
	4. 区民助成費	1,705
	5. 公債費	1
	6. 基金積立金	50
	8. 売店運営費	35,027
	9. 温泉文化継承助成費	200
2. 総湯事業費		73,739
	1. 総湯事業費	73,739
3. 古総湯事業費		18,801
	1. 古総湯事業費	18,801
4. 予備費		100
	1. 予備費	100
歳 出 合 計		140,500

加賀山中温泉財産区特別会計予算

議案第8号

令和8年度 加賀山中温泉財産区特別会計予算

令和8年度の加賀山中温泉財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ209,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 令和8年度加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

第1表

令和 8年度 加賀山中温泉財産区特別会計歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金 額
1. 温泉事業収入		59,800
	1. 温泉配湯収入	58,802
	2. 財産運用収入	168
	3. 温泉加入金	10
	4. 雑入	710
	5. 繰越金	100
	6. 繰入金	10
2. 菊の湯事業収入		149,800
	1. 利用料	115,853
	2. 手数料	15
	3. 区民助成金	758
	5. 繰入金	19,995
	6. 雑入	13,169
	7. 繰越金	10
歳 入 合 計		209,600

歳 出

(単位：千円) ーは減を示す

款	項	金 額
1. 温泉事業費		59,600
	1. 財産区管理会費	574
	2. 総務管理費	2,155
	3. 源泉管理費	51,755
	4. 区民助成費	859
	5. 公債費	10
	6. 基金積立金	4,247
2. 菊の湯事業費		149,800
	1. 菊の湯事業費	149,800
3. 予備費		200
	1. 予備費	200
歳 出 合 計		209,600

病 院 事 業 会 計 予 算

議案第9号

令和8年度 加賀市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度の加賀市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 病院事業

(1) 病床数		300 床
(2) 年間患者数		
入院		102,200 人
外来		106,040 人
(3) 1日平均患者数		
入院		280 人
外来		440 人
(4) 訪問看護年間利用者数		4,543 人
(5) 主要な建設改良事業		
病院建設改良費	病院改良工事費	34,000 千円
	看護学校施設整備費	12,000 千円
資産購入費	医療器械整備費	270,000 千円
	車両購入費	6,000 千円

2	診療所事業		
(1)	年間患者数		
	外 来		12,350 人
(2)	1日平均患者数		
	外 来		50 人
3	看護学校事業		
(1)	看護学科(3年課程)	定員 1学年 36名	修業年限 3年
4	保育施設事業		
(1)	年間保育数		
	病児・病後児保育		600 人
	院内保育		48 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、運転資金に充てるため、水道事業会計から長期借入金 500,000 千円を借り入れる。

	収	入	
第1款 病院事業収益		9,567,870 千円	
第1項 病院医業収益		7,588,380 千円	
第2項 病院医業外収益		890,805 千円	
第3項 診療所医業収益		81,490 千円	
第4項 診療所医業外収益		41,096 千円	
第5項 看護学校収益		132,509 千円	
第6項 保育施設収益		25,178 千円	
第7項 特別利益		808,412 千円	
	支	出	
第1款 病院事業費用		10,364,862 千円	
第1項 病院医業費用		9,102,540 千円	
第2項 病院医業外費用		111,186 千円	
第3項 診療所医業費用		126,892 千円	
第4項 診療所医業外費用		5,215 千円	
第5項 看護学校費用		132,509 千円	
第6項 保育施設費用		43,880 千円	
第7項 特別損失		837,640 千円	
第8項 予備費		5,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 239,067 千円は、過年度分損益勘定留保資金 238,055 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,012 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			662,271 千円
第1項 企 業 債			319,200 千円
第2項 出 資 金			263,545 千円
第4項 固定資産売却代金			76,776 千円
第5項 補 助 金			2,750 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			901,338 千円
第1項 建設改良費			322,000 千円
第2項 企業債償還金			567,938 千円
第4項 投 資			11,400 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
令和8年度 病院事業債	319,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
合計	319,200			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 病院医業費用、病院医業外費用、診療所医業費用及び診療所医業外費用
- (2) 各項に計上した給与費間及び交際費間
- (3) 建設改良費と企業債償還金

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1 病院事業費用

(1) 給 与 費	5,682,767 千円
(2) 交 際 費	580 千円

(他会計からの補助金)

第 9 条 医師及び看護師等の研究研修費、院内保育所の運営経費、病院事業会計に係る共済追加費用、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、児童手当の支給に要する経費及び医師の派遣を受けることに要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、204,321 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、27,000 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 11 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量
医療器械	コンピュータ断層撮影装置	1 式

令和 8 年 2 月 27 日提出

加賀市長 山 田 利 明

水道事業会計予算

議案第10号

令和8年度 加賀市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度に加賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		25,850 戸
(2) 年間総給水量		9,808,000 m ³
(3) 一日平均給水量		26,871 m ³
(4) 主要な建設改良事業		
原水及び浄水施設費	原水浄水施設整備事業	95,316 千円
	導送水施設整備事業	7,711 千円
	原水浄水施設耐震化事業	171,600 千円
配水及び給水施設費	配水管網整備事業	32,536 千円
	老朽管更新事業	381,659 千円
	配水管更新事業	74,617 千円
	給水管更新事業	150,186 千円
	配水施設更新事業	35,640 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			2,391,089 千円
第1項 営業収益			2,197,605 千円
第2項 営業外収益			193,484 千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			2,496,370 千円
第1項 営業費用			2,264,936 千円
第2項 営業外費用			226,434 千円
第3項 特別損失			4,000 千円
第4項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,219,735千円は、過年度分損益勘定留保資金1,133,039千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額86,696千円をもって補てんするものとする。)

	収	入	
第2款 資本的収入			1,059,295 千円
第1項 企業債			958,500 千円
第2項 工事負担金			28,050 千円
第4項 他会計補助金			1,221 千円
第8項 長期貸付金償還金			71,524 千円
	支	出	
第2款 資本的支出			2,279,030 千円
第1項 建設改良費			1,003,030 千円
第2項 企業債償還金			725,000 千円
第4項 他会計貸付金			550,000 千円
第7項 予備費			1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
令和8年度 水道事業債	958,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
合計	958,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 111,513千円

(他会計からの補助金)

第9条 簡易水道統合整備事業に係る企業債元利償還金、児童手当の支給に要する経費及び基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,803千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、38,074千円と定める。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明

下水道事業会計予算

議案第11号

令和8年度 加賀市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和8年度の加賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	13,239 戸
(2) 年間総有収水量	4,311,880 m ³
(3) 一日平均有収水量	11,813 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
污水管渠建設費	公共下水道污水管渠更新・整備事業 438,311 千円
	農業集落排水管渠更新・整備事業 30,271 千円
污水ポンプ場建設費	公共下水道污水ポンプ場更新事業 150,508 千円
処理場建設費	公共下水道処理場施設更新・整備事業 61,050 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 下水道事業収益			2,287,159 千円
第1項 営業収益			707,922 千円
第2項 営業外収益			1,579,237 千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用			2,160,336 千円
第1項 営業費用			1,911,450 千円
第2項 営業外費用			244,486 千円
第3項 特別損失			3,400 千円
第4項 予備費			1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額713,834千円は、過年度分損益勘定留保資金1,974千円、当年度分損益勘定留保資金677,137千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,723千円をもって補てんするものとする。）。

	収	入	
第2款 資本的収入			1,683,130 千円
第1項 企業債			1,366,560 千円
第2項 工事負担金			5,688 千円
第4項 他会計借入金			50,000 千円
第6項 国庫補助金			260,050 千円
第9項 投資償還収入			832 千円

	支	出	
第2款 資本的支出			2,396,964 千円
第1項 建設改良費			681,640 千円
第3項 企業債償還金			1,639,700 千円
第4項 他会計借入金償還金			71,524 千円
第5項 投資			3,000 千円
第6項 過年度補助金等返納金			100 千円
第7項 予備費			1,000 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
令和8年度 下水道事業債	1,366,560	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
合計	1,366,560			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 83,232千円

(他会計からの補助金)

第9条 雨水処理に要する経費、分流式下水道等に要する経費、下水道の広域化に要する経費、下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費、水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費、不明水の処理に要する経費、地方公営企業法の適用に要する経費、下水道事業債の償還に要する経費、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費及び児童手当の支給に要する経費のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,082,221千円である。

令和8年2月27日提出

加賀市長 山田利明